

国民年金保険料の割引制度をご活用ください

国民年金は、日本国内に住所がある20歳から60歳未満の方が国籍に関係なく加入し、高齢になったときや事故・病気で障害が残ったときなどにも安心して暮らせるように、お互いを支えあう制度です。



**平成19年度の国民年金保険料は
月々14,100円です。(第1号被保険者)**

国民年金保険料の前納割引

保険料を前払い(前納)すると保険料が安くなります。また、口座振替ではさらに保険料が安くなります。

◇口座振替には1カ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円安くなります。

◇6カ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。(口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。)

◇1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。(口座振替の場合は、4月末に振り替えます。)

注1 月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。

2 6カ月、1年以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払(月々)	14,100円	84,600円	169,200円
現金支払(前納) 【割引額】		83,910円 【690円】	166,200円 【3,000円】
口座振替(前納) 【割引額】	14,050円 【50円】	83,640円 【960円】	165,650円 【3,550円】

申込方法

◎口座振替申込書に必要な事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、大月社会保険事務所にお申し込みください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

◎前納のお申し込みは、1年分及び上期6カ月分(4月～9月分)は2月末日までに、また、下期6カ月分(10月～翌年3月分)は8月末日までに、社会保険事務所必着となるようにお早めにお申し込みください。

◎すでに口座振替で前納されている方(引き続き第1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

国民年金保険料の納め方

国民年金保険料は次の方法で納められます。

金融機関・郵便局・コンビニの窓口で納める

保険料は事前にお届けする納付書で納めます。社会保険事務所の窓口でも納付できます。なお、お手元に納付書がないときには、社会保険事務所または国民年金担当までお電話ください。

口座振替で納める

口座振替をご利用される方は、社会保険事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。(郵送による手続きもお受けしますので、社会保険事務所にお問い合わせください。)

インターネットや携帯電話で納める

インターネットなどをご利用しての納付方法については
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/> をご覧ください。

問合せ先 社会保険事務局大月事務所
☎(22)5837
市民生活課国民年金担当